

実証対象となるふ化場に常駐する技能・経験を有する者の業務について

本実証に公募するにあたっては、以下に記載する、実証対象となるふ化場に常駐する技能・経験を有する者の業務に係る事項について確認し、その業務の代替や合理化等に資する提案内容とすること。

1. 実証対象となるふ化場に常駐する技能・経験を有する者の要件を定める法令

(ア) 種卵のふ化に関する経験

「養鶏振興法施行規則第 10 条」

2. 実証対象となるふ化場に常駐する技能・経験を有する者が行う業務内容例

実証対象となるふ化場に常駐する技能・経験を有する者が行う業務の一例を以下に示す。

(ア) 種卵の保温

手動ふ卵機やセッター(自動ふ卵機)にて種卵を保温し、転卵作業(セッターの場合は自動転卵)や温度・湿度管理を行う。

(イ) ひなのふ化

ハッチャー(ひなの発生装置)でふ化したひなの羽数計算や状態管理、およびひな数を元にした次回セッターへ投入する卵数の推計を行う。

(ウ) ひなの品質管理

ひなを目視で確認し、状態不良が見られるひなについては、触ってひなの状態(ひなの活力、足の強さ、尻汚れの有無等)の確認を行う。

3. 技能・経験を有する者が行う業務の現状を踏まえた実証のポイント

(1) ふ化場に常駐する技能・経験を有する者の遠隔での業務実施

(ア) ふ化場におけるひなの品質管理

ふ化場における技能・経験を有する者は、多くのひなを目視で確認し、状態不良が見られるひなについては触って状態(ひなの活力、足の強さ、尻汚れの有無等)を確認しているほか、ひなの発生状況や周辺環境(温度・湿度等)の情報から機械(セッター・ハッチャー等)の運用を調整している。ひなの発生状態や機械の状態について、デジタル技術を通じ、技能・経験を有する者が遠隔でモニタリング可能な方法の実証が、規制の見直しにおいてポイントとなる。

(2) ふ化場に常駐する技能・経験を有する者の業務の技術代替

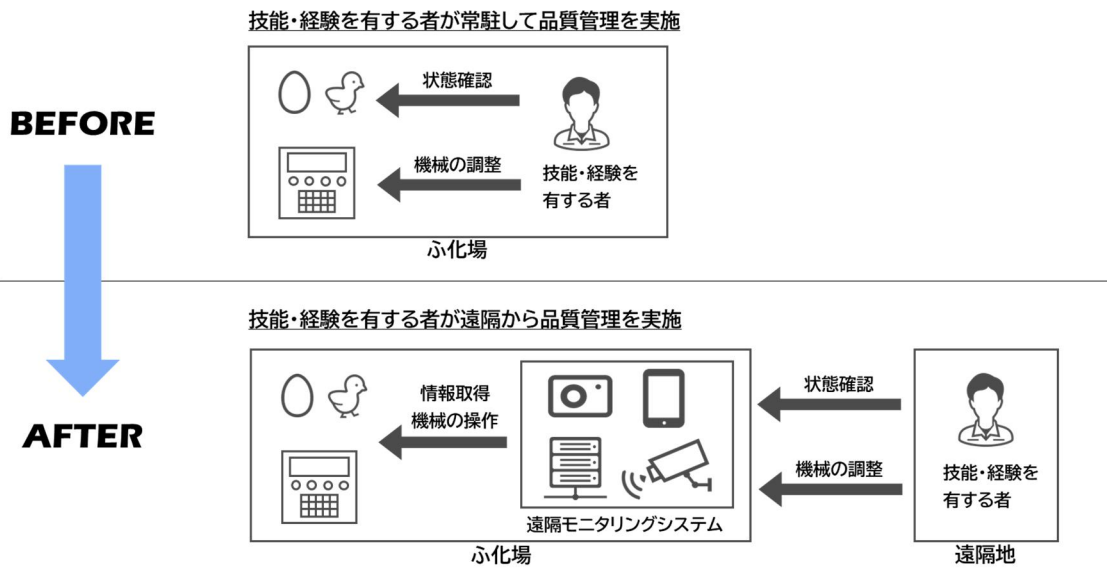
(ア) ふ化場におけるひなの品質管理

ふ化場における技能・経験を有する者は、ふ化場で発生したひな数を元に、次のセッターへ投入する種卵数の推計やセッターの温度調整を実施している。種

卵の状態は季節や周辺環境の影響を受け、ロットやふ化場によっても異なるため、種鶏場(親鶏を飼育交配させて種卵を採取する場所)や他のふ化場と綿密な情報共有を行いつつセッターに投入する卵数の推計やセッターの温度調整が行われており、デジタル技術を用いた情報共有やデータ分析を通じた判断の自動化の実証が規制の見直しにおいてポイントとなる。

4. 実証事業のイメージ

(1) ふ化場に常駐する技能・経験を有する者の遠隔での業務実施



(2) ふ化場に常駐する技能・経験を有する者の業務の技術代替

